

令和5年12月7日招集

## 令和5年第9回琴浦町議会定例会

### 議案説明付属資料

議案第123号	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について	1
議案第124号	琴浦町印鑑条例の一部改正について	2
議案第125号	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第9号)	3
議案第126号	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	6
議案第127号	令和5年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第4号)	8
議案第128号	令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	10
議案第129号	令和5年度琴浦町水道事業会計補正予算(第4号)	11
議案第130号	令和5年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第5号)	12
議案第131号	町道路線の認定について	14
議案第132号	町道路線の変更について	17

令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例																							
議案番号	議案第123号	議案名	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について																										
目的	地方税法施行規則等改正に伴い、国民健康保険税の減額について改正するもの。																												
内 容	<p>1 概要</p> <p>出産する予定の被保険者及び出産した被保険者（以下「出産被保険者等」という。）について、当該者の出産の予定日（出産日）が属する月の前月から4ヶ月間（以下「減額対象月」という。）の国民健康保険税の所得割及び均等割を減額する。多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間を減額する。</p> <p>出産被保険者等に係る所得割及び均等割の12分の1の額に、減額対象月のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額する。</p>																												
	<p>2 背景</p> <p>被用者保険と同様に、出産前6週間及び出産後8週間は、出産被保険者等が、稼得活動に従事できない期間と考え、当該者の産前産後期間に相当する4ヶ月（多胎妊娠・出産の場合は6ヶ月）分の保険税を減額する。</p> <p>【減額対象月】色のついた部分が減額対象月</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>3か月前</td> <td>2か月前</td> <td>1か月前</td> <td>1か月後</td> <td>2か月後</td> <td>3か月後</td> </tr> <tr> <td>単胎の方</td> <td></td> <td></td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td>出産(予定)日</td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="background-color:yellow;"></td> </tr> <tr> <td>多胎の方</td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td>出産(予定)日</td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="background-color:yellow;"></td> </tr> </table>							3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後	単胎の方				出産(予定)日			多胎の方				出産(予定)日				
		3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後																						
単胎の方				出産(予定)日																									
多胎の方				出産(予定)日																									
<p>3 その他</p> <p>改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、令和6年1月分以降の国民健康保険税について適用する。そのため、令和6年1月以降に減額対象月がある令和5年11月以降に出産被保険者等となる者が対象となる。</p> <p>【例】 出産の予定日（出産日）が11月の場合、令和6年1月のみ減額対象月に該当する。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>令和5年8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td style="border:2px solid red;">令和6年1月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>単胎の方</td> <td></td> <td></td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td>出産(予定)日</td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="border:2px solid red; background-color:yellow;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多胎の方</td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td>出産(予定)日</td> <td style="background-color:yellow;"></td> <td style="border:2px solid red; background-color:yellow;"></td> <td></td> </tr> </table>							令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	単胎の方				出産(予定)日				多胎の方				出産(予定)日			
	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月																						
単胎の方				出産(予定)日																									
多胎の方				出産(予定)日																									
補足事項	施行日 令和6年1月1日																												

令和5年12月定例議会 議案概要		担当課	町民生活課	種別	条例
議案番号	議案第124号	議案名	琴浦町印鑑条例の一部改正について		
目的	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、必要な条例改正を行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正（令和5年5月11日施行）され、マイナンバーカードに記録された電子証明書についてスマートフォンへの搭載が可能となった。</p> <p>これにより、スマートフォンに搭載された電子証明書を使用して、コンビニ等に設置する多機能端末機からコンビニ交付サービスを受けることが可能となる。（マイナンバーカードの持ち歩きが不要となる。）</p> <p>このことから、関連する琴浦町印鑑条例について規定を改める。</p> <p>2 改正内容</p> <p>コンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの使用を想定した規定を、スマートフォンに搭載した電子証明書においても可能となるよう改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・琴浦町印鑑条例 第14条</li> </ul>				
補足事項					

令和5年12月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第125号	議案名	令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第9号)		
目的	中学校管理費、後期高齢者医療事務、戸籍住民登録事務、ため池防災減災対策推進事業、水産振興対策事業、その他実績にかかる各種事業の補正を行うもの。				
内 容	1 補正額		[単位：千円]		
			補正前予算額	補正額	補正後予算額
			13,247,525	54,595	13,302,120
	2 主な追加内容				
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。		[単位：千円]		
			款名称等	補正額	
			国庫支出金	9,382	
			繰入金	30,000	
			町債	3,500	
			諸収入	10,320	
		その他	1,393		
		合 計	54,595		
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。					
(1) 中学校管理費 [11,750千円]					
ア 事業説明					
東伯中学校のスロープ改修、バリアフリースイレ自動扉化等、バリアフリー対応工事を行う。					
イ 経費					
東伯中学校バリアフリー対応工事 [11,660千円]					
備品購入 [90千円]					
ウ 財源					
一般財源 [11,750千円]					
(2) 後期高齢者医療事務 [8,386千円]					
ア 事業説明					
後期高齢者医療令和4年度療養給付費負担金の額の確定及び、令和5年度保険料等負担金(基盤安定制度分)の額の確定に伴い補正するもの。					

- イ 経費
  - 令和4年度療養給付費負担金 [11,278 千円]
  - 令和5年度後期高齢者医療保険基盤安定繰出金 [△2,892 千円]
- ウ 財源
  - 県支出金 [△2,170 千円]
  - 一般財源 [10,556 千円]

(3) 戸籍住民登録事務 [3,190 千円]

- ア 事業説明
  - 戸籍の振り仮名対応のシステム改修が令和6年度実施に変更されたため、戸籍情報システム改修業務委託料を減額する。
  - 住民票に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードにローマ字表記をするため、システム改修を行う。
- イ 経費
  - 戸籍情報システム改修業務委託料 [△3,740 千円]
  - 住民記録システム改修業務委託料 [6,930 千円]
- ウ 財源
  - 国庫支出金 [6,930 千円]
  - 一般財源 [△3,740 千円]

(4) ため池防災減災対策推進事業 [3,850 千円]

- ア 事業説明
  - 県営農地防災事業（松谷第3ため池）について、事業着手したところ堤内に想定以上の泥土が堆積していたため、軟弱地盤用軽量盛土材を使用した泥土対策が必要となり、事業費が増額となる。町は事業費の11%を負担することから負担金を増額する。
- イ 経費
  - 県営農地防災事業負担金 [3,850 千円]
- ウ 財源
  - 町債 [3,500 千円]
  - 一般財源 [350 千円]

(5) 水産振興対策事業 [1,237 千円]

- ア 事業説明
  - 漁業経費の増加、魚価の低迷に対し、漁業経営の改善を図るため、漁業者が省エネ機器を導入する費用の一部を助成する。
- イ 経費
  - がんばる漁業者支援事業補助金 [1,237 千円]

ウ 財源

一般財源 [1, 237 千円]

(6) 国県返納金 [7, 353 千円]

ア 事業説明

平成 11 年度に畜産基盤再編総合事業により整備した施設について、事業実施主体より経営規模縮小し、他の事業者へ施設の貸付を希望する申し出を受けた。このことについて、国より財産処分の承認があり、残存価格等により算出された金額を国へ返納する。

イ 経費

返納金 [7, 353 千円]

ウ 財源

諸収入（返納金） [7, 353 千円]

3 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
地域おこし協力隊起業支援事業	1, 000
戸籍住民登録事務	8, 547
町道等改良整備事業	29, 510
除雪車購入事業	23, 100

4 債務負担行為

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	期間	限度額
山陰本線浦安八橋間ゴリン橋架替事業	令和 6 年度から 令和 6 年度まで	354, 648

〔概要〕

老朽化したゴリン橋の架替工事を実施するため債務負担行為を追加するもの。

補足事項

令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第126号	議案名	令和5年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)			
目的	国の制度改正に伴うシステム改修費の増額及び実績見込みに伴う保健事業費の減額を行うもの。また、歳入については基盤安定繰入金の算定結果による減額を行い、不足分について基金取崩しを行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,015,057		△514	2,014,543		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	国民健康保険税		△172	産前産後期間保険税免除に伴う減		
	県支出金		△593	システム改修費の増、保健事業費の減		
	一般会計繰入金		△2,117	保険基盤安定繰入金算定結果による減		
	基金繰入金		2,368	保険基盤安定繰入金減額に伴う取崩し		
合 計		△514				
【歳出】						
(1) 総務費 [2,508千円]						
ア 事業説明						
国の制度改正(産前産後期間保険税免除)に伴い、システムの改修を行うもの。						
イ 経費						
一般管理費 [2,508千円]						
ウ 財源						
県支出金(特別調整交付金) [2,508千円]						
(2) 国民健康保険事業費納付金 [財源組替]						
ア 事業説明						
国民健康保険事業費納付金の充当について財源組替を行うもの。						
イ 経費						
国民健康保険事業費納付金						
ウ 財源						
(ア) 一般財源(国保税等) [△251千円]						
(イ) 一般会計繰入金(保険基盤安定(保険税軽減分)) [△1,424千円]						
(ウ) 一般会計繰入金(保険基盤安定(保険者支援分)) [△587千円]						

	<p>(エ) 一般会計繰入金(未就学児均等割軽減分) [△106 千円]  (オ) 基金繰入金(財政調整基金分) [2,368 千円]</p> <p>(3) 保健事業費 [△3,092 千円]  ア 事業説明  今年度の事業実績見込みに伴う減額補正を行うもの。  イ 経費  (ア) 需用費(消耗品費) [△51 千円]  (イ) 委託料(特別調整交付金(結核・精神)申請事業) [△291 千円]  (ウ) 委託料(特定健康診査未受診者対策事業) [△2,750 千円]  ウ 財源  (ア) 一般財源(国保税等) [9 千円]  (イ) 県支出金(特別調整交付金) [△3,101 千円]</p> <p>(4) 諸支出金 [70 千円]  ア 事業説明  特別調整交付金(新型コロナウイルス軽減負担分)について、過年度精算に伴う返還を行うもの。  イ 経費  国庫支出金等返納金 [70 千円]  ウ 財源  一般財源(国保税等) [70 千円]</p>
補足事項	前年度末基金残高 70,417 千円－6,338 千円(R5 基金取崩し見込み額計)＝64,079 千円



令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第127号	議案名	令和5年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第4号)			
目的	介護報酬改定に伴うシステム改修費、鳥取中部ふるさと広域連合認定審査会負担金の増額及び介護保険給付費等の実績見込みに伴う補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,268,802		2,362	2,271,164		
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	国庫支出金		1,185	総務費等の増額に伴う国負担分の増		
	支払基金交付金		△108	保険給付費等の補正に伴う減		
	県支出金		△105	保険給付費等の補正に伴う減		
	繰入金		1,390	総務費等の増額に伴う町繰入金の増		
合 計		2,362				
【歳出】						
(1) 総務費 [2,710千円]						
ア 事業説明						
介護報酬改定に伴うシステム改修費及び鳥取中部ふるさと広域連合認定審査会負担金の増額を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 一般管理費 [1,903千円]						
(イ) 包括支援センター運営費 [400千円]						
(ウ) 介護認定審査会費 [407千円]						
ウ 財源						
(ア) 国庫支出金 [1,105千円]						
(イ) 支払基金交付金 [88千円]						
(ウ) 県支出金 [79千円]						
(エ) 繰入金 [1,438千円]						
(2) 保険給付費 [組替]、地域支援事業 [△400千円]、予備費 [52千円]						
ア 事業説明						
保険給付費等の実績見込みに伴う補正を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 介護サービス等諸費 [△1,000千円]						
(イ) 介護予防サービス等諸費 [6,300千円]						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 高額介護サービス等費 [△300 千円]</li> <li>(エ) 特定入所者介護サービス等費 [△5,000 千円]</li> <li>(オ) 介護予防・生活支援サービス事業費 [100 千円]</li> <li>(カ) 介護予防ケアマネジメント事業費 [△500 千円]</li> <li>(キ) 予備費 [52 千円]</li> </ul> <p>ウ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 国庫支出金 [80 千円]</li> <li>(イ) 支払基金交付金 [△196 千円]</li> <li>(ウ) 県支出金 [△184 千円]</li> <li>(エ) 繰入金 [△48 千円]</li> </ul>
補足事項	

令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第128号	議案名	令和5年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(2号)									
目的	保険基盤安定負担金の額確定に伴う補正及び保険料還付金の増額見込みに伴う補正を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>258,123</td> <td>△2,442</td> <td>255,681</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	258,123	△2,442	255,681
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
258,123	△2,442	255,681										
<p>2 計上内容</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>(1) 一般会計繰入金 [△2,892千円]</p> <p>ア 事業説明 保険基盤安定負担金の額確定に伴い、繰入金の減額を行うもの。</p> <p>(2) 諸収入 [450千円]</p> <p>ア 事業説明 保険料還付金の増額見込みに伴う補正を行うもの。</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>(1) 後期高齢者医療広域連合納付金 [△2,892千円]</p> <p>ア 事業説明 保険基盤安定負担金の額確定に伴い、負担金の減額を行うもの。</p> <p>イ 経費 後期高齢者医療広域連合納付金 [△2,892千円]</p> <p>ウ 財源 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金) [△2,892千円]</p> <p>(2) 諸支出金 [450千円]</p> <p>ア 事業説明 保険料還付金の増額見込みに伴う補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 保険料還付金 [450千円]</p> <p>ウ 財源 保険料還付金(後期高齢者医療広域連合) [450千円]</p>												
補足事項												

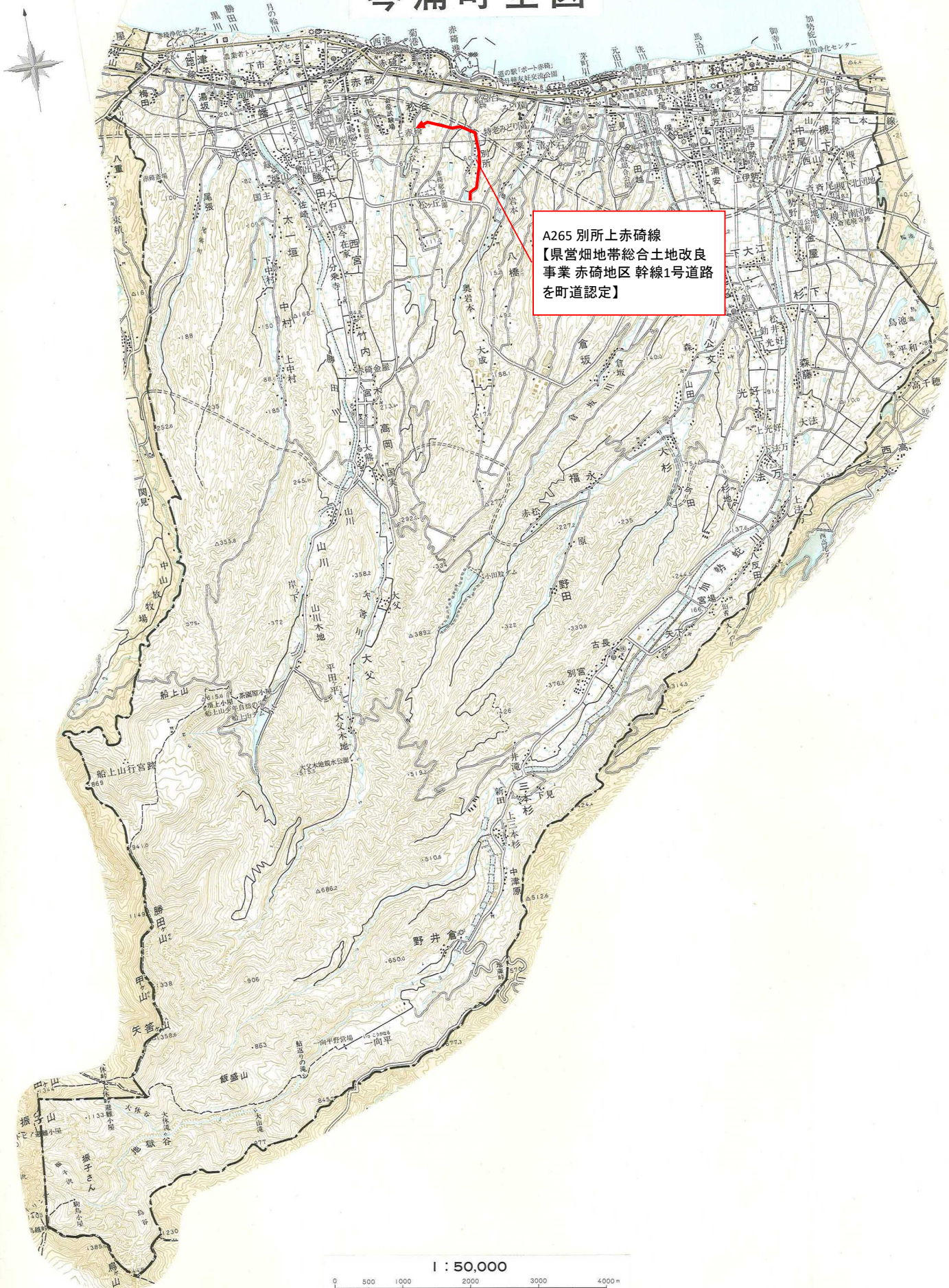
令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第129号	議案名	令和5年度琴浦町水道事業会計補正予算(第4号)															
目的	水源地のカメラ調査にかかる費用の増額及びインボイス制度の開始に伴い支払方法を変更するための組み替えを行うもの。																	
内 容	1 補正額																	
	■収入 単位：千円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td>326,783</td> <td>0</td> <td>326,783</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>150,600</td> <td>0</td> <td>150,600</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的収入	326,783	0	326,783	資本的収入	150,600	0	150,600
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
	収益的収入	326,783	0	326,783														
	資本的収入	150,600	0	150,600														
	■支出 単位：千円																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td>290,897</td> <td>1,056</td> <td>291,953</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>306,789</td> <td>0</td> <td>306,789</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的支出	290,897	1,056	291,953	資本的支出	306,789	0	306,789
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
	収益的支出	290,897	1,056	291,953														
資本的支出	306,789	0	306,789															
2 主な計上内容																		
(1) 支出 収益的支出[1,056千円]																		
ア 経費																		
(ア) 営業費用																		
a 原水及び浄水費[1,056千円] 第5水源地深井戸のカメラ調査にかかる費用の増額 (a) 委託料 [1,056千円]																		
b 配水及び給水費 [0千円] インボイス制度の開始に伴う支払方法変更(組替) (a) 通信運搬費 [△20千円] (b) 負担金 [20千円]																		
c 総係費[0千円] インボイス制度の開始に伴う支払方法変更(組替) (a) 通信運搬費 [△308千円] (b) 負担金 [308千円]																		
イ 財源																		
(ア) 一般財源[1,056千円]																		
補足事項																		

令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第130号	議案名	令和5年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第5号)			
目的	インボイス制度の開始に伴う支払方法を変更するための組み換え及び実績見込みに伴う事業費等の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	(1) 収入 <span style="float:right">単位：千円</span>					
		区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
		収益的収入	934,108	280	934,388	
		資本的収入	363,456	△17,600	345,856	
	(2) 支出 <span style="float:right">単位：千円</span>					
		区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
		収益的支出	930,434	180	930,614	
		資本的支出	644,600	△16,600	628,000	
	2 主な計上内容					
(1) 収入 収益的収入[280千円]						
ア 経費						
(ア) 営業収益[100千円]						
a 他会計負担金[100千円]						
大石地区下水道工事に伴う県負担金計上						
(イ) 営業外収益[180千円]						
a 他会計補助金[180千円]						
営業費用の増額に伴う一般会計繰入金(基準内)の増額						
(2) 収入 資本的収入[△17,600千円]						
ア 説明						
実績見込に伴う企業債の減額						
イ 経費						
(ア) 企業債[△17,600千円]						
a 下水道事業債[△7,900千円]						
b 過疎対策事業債[△9,700千円]						

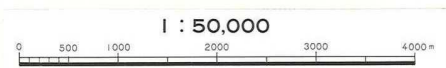
	<p>(3) 支出 収益的支出[180 千円]</p> <p>ア 経費</p> <p>(ア) 営業費用</p> <p>a 総係費[180 千円]</p> <p>(a) 報償費[180 千円]</p> <p>実績見込に伴う受益者負担金・分担金に係る前納報奨金増額  ※公共：20 千円×3 件・特環：20 千円×6 件</p> <p>(b) 通信運搬費[△183 千円]</p> <p>インボイス制度の開始に伴う支払方法変更(組替)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共：電話代△22 千円、郵便代△70 千円</li> <li>・特環：電話代△21 千円、郵便代△70 千円</li> </ul> <p>(c) 負担金[183 千円]</p> <p>インボイス制度の開始に伴う支払方法変更(組替)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共：電話代 10 千円、郵便代 82 千円</li> <li>・特環：電話代 10 千円、郵便代 81 千円</li> </ul> <p>(4) 支出 資本的支出[△16,600 千円]</p> <p>ア 経費</p> <p>(ア) 建設改良費[△16,600 千円]</p> <p>a 工事請負費[△11,300 千円]</p> <p>マンホールポンプ場通報監視装置取付工事に係る工事費用について、実績見込による減額を行うもの。(特環)</p> <p>b 機械及び装置[△5,300 千円]</p> <p>マンホールポンプ場におけるマンホールポンプ取替費用について、実績見込による減額を行うもの。(公共)</p> <p>イ 財源</p> <p>(ア) 企業債[△17,600 千円]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 下水道事業債[△7,900 千円]</li> <li>b 過疎対策事業債[△9,700 千円]</li> </ul> <p>(イ) 一般財源[1,000 千円]</p>
補足事項	

令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第131号	議案名	町道路線の認定について			
目的	鳥取県が整備した農道を令和4年度に譲与を受けて、農道として町が管理しているが、地区及び集落間を広域的に連結しているほか、農業関係受益者に留まらず広く住民に利用されている実態があることから、町道として路線の認定を行う。					
内容	○町道として認定する路線					
	整理番号	町道路線名	延長 (m)	町道に移管する路線名		
	赤 265	町道別所上赤碕線	2056.0	県営畑地帯総合土地改良事業 赤碕地区 幹線1号道路		
	1 路線 合計		2056.0			
補足事項						

# 琴浦町全図

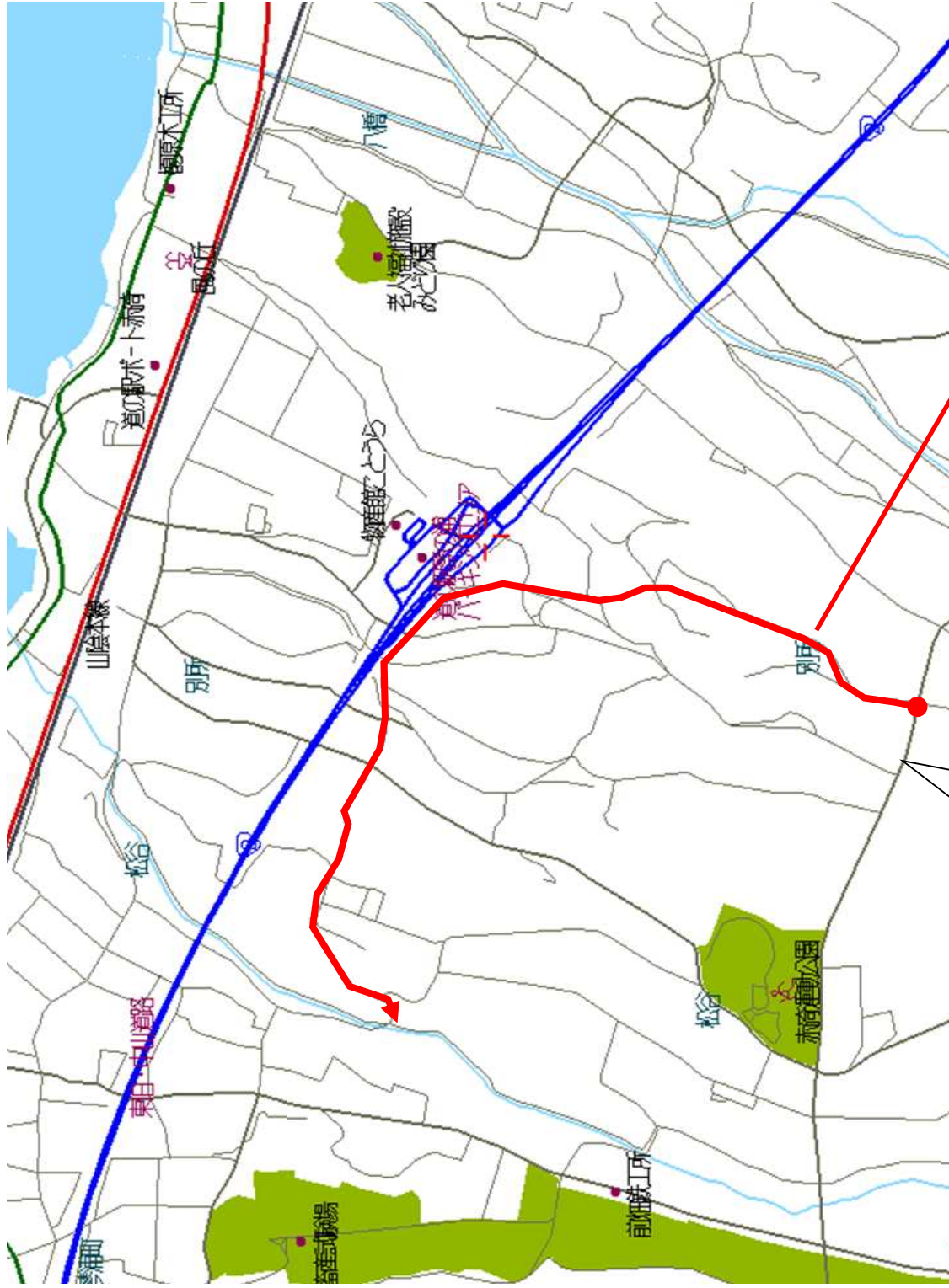


A265 別所上赤碕線  
【県営畑地帯総合土地改良  
事業 赤碕地区 幹線1号道路  
を町道認定】





※鳥取県が整備した農道を令和4年度に譲与を受けて、農道として町が管理しているが、地区及び集落間を広域的に連結しているほか、農業関係受益者に留まらず広く住民に利用されている実態があることから、町道として路線の認定を行う。



町道勸上野線

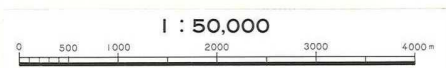
路線認定 赤265 町道別所上赤碕線

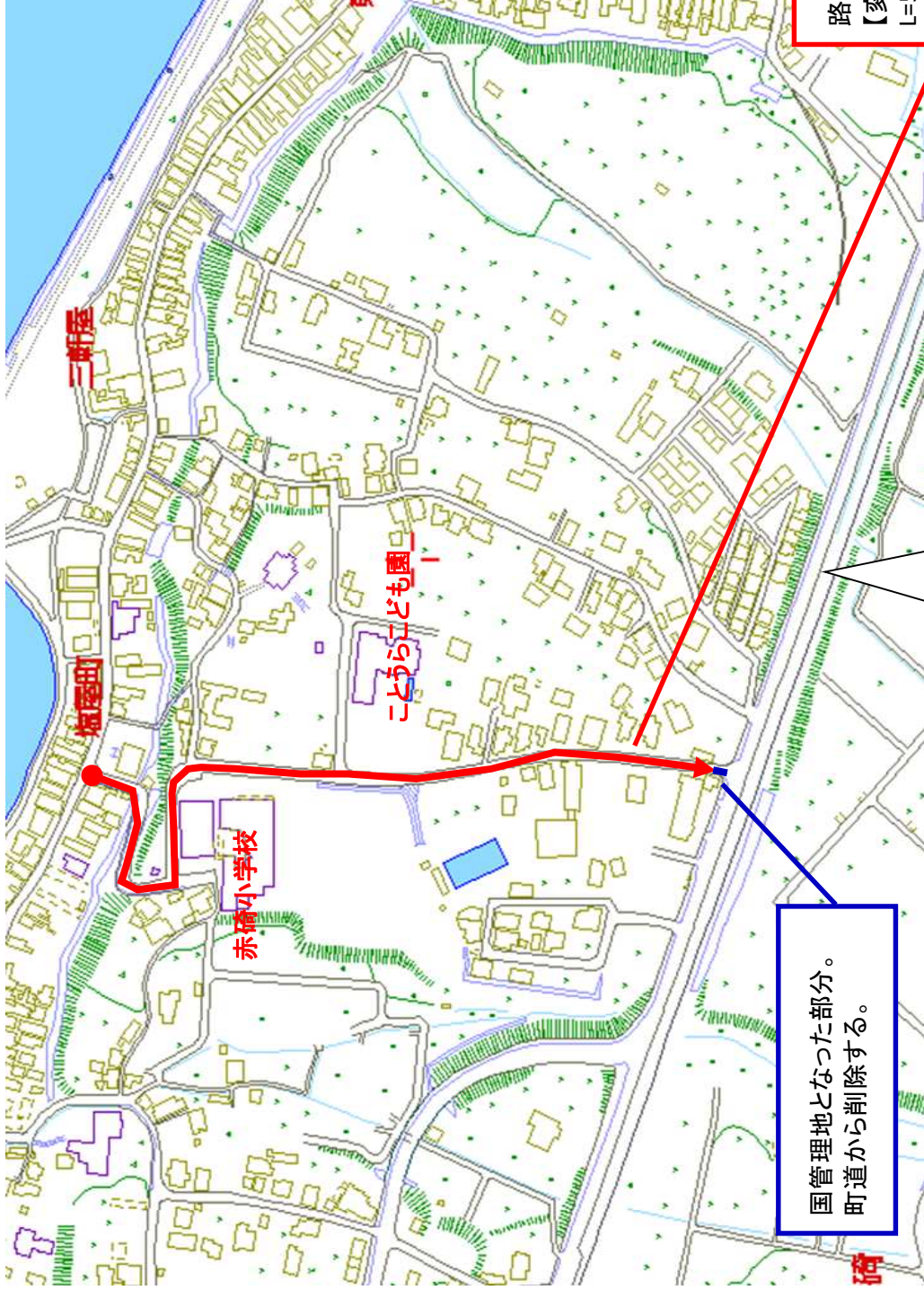
L=2056.0m  
W=6.3~31.5m

令和5年12月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第132号	議案名	町道路線の変更について			
目的	町道小学校松谷線は、国道9号線の交差点改良工事により国管理地となった部分があることから、現況に沿わせるため、町道小学校松谷線の終点を変更する。					
内容	○町道を変更する路線					
	整理番号	町道路線名	現延長 (m)	変更後延長 (m)		
	赤015	小学校松谷線	520.2	514.7		
	1路線 合計		520.2	514.7		
補足事項						

# 琴浦町全図

赤015 小学校松谷線  
【終点の変更(延長減)】





※国交省が実施した国道9号線の交差点改良工事により国管理地となった部分があることから、現況に沿わせる形で町道の変更を行う。

路線変更 赤015 町道小学校松谷線  
 【変更前】  
 L=520.2m  
 W=5.0~11.1m  
 【変更後】  
 L=514.7m  
 W=5.0~14.3m

国道9号線

国管理地となった部分。  
 町道から削除する。